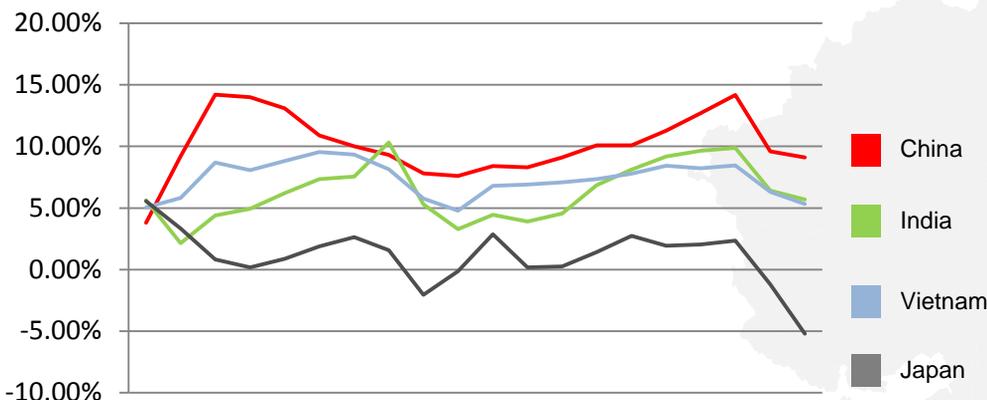


中国リスクについて

今や世界第2位の経済大国と、日本企業はどのように向き合わなければならないか。

リーマンショックで、米国の凋落と世界経済の疲弊とともに、日本を抜いて勇躍世界第2位の経済大国にのし上がった中国。北京オリンピックに続いて上海万博の成功で、今や飛ぶ鳥を落とす勢いの感がする中国。対日反動が収まって以来、労働力の安さから従来生産拠点として進出していた日本企業も、数年前からは大消費地として進出する日本企業がウナギ登りに増加してきたが、果たしてそこに落とし穴は・・・？

■実質経済成長率推移の比較（1990年～2009年）



世界銀行は、2010年中国経済成長率予想を8.7%から9.5%に上方修正。
2011年年予想経済成長は8.7%としている。

中国の驚異的な発展の陰に隠れて常に問題となっているビジネスリスク（下記参照）が言われてきたが、尖閣諸島問題/F社の社員逮捕等での政治・日中外交の危うさから、それが明るみにでたような気がする。

〈問題となっているビジネスリスク〉

- ① 中国共産党一党独裁
- ② 都市・農村間 経済格差の拡大
- ③ 沿海都市部における犯罪の増加
- ④ 過酷な労働環境 — 労働争議
- ⑤ 国有企業の外資系企業に対する抵抗

そこへ、降ってわいた「中国の人権活動家、劉暁波氏のノーベル平和賞受賞」で、中国国内に波紋が広がっている。尖閣諸島問題では日本を刺激することで、共産党一党独裁体制に対する民衆の不満をうまくガス抜きできた。

しかし、劉暁波氏問題では報道規制を行い、同氏の授賞式への参加を認めないばかりか、妻の劉霞さんを軟禁状態とし代理出席を認めない姿勢ではあるが、故毛沢東主席の元秘書や国営通信の元重役などの中国の元共産党幹部らが11日、インターネット上の公開書簡で政府による広範囲に及び言論規制を廃止するよう全国人民代表大会常務委員へ求めたことで、政府はその対応に苦慮している。中国では全土で年間8万件の暴動が起きていると言われ、この問題を中国政府がどう沈静化するのか、今後の推移に注意していきたいものである。

ところで、日本企業が中国でビジネスを展開していく上で、大変革をもたらすような法律が本年7月1日より施行されていることをご存じだろうか？「中華人民共和国権利侵害責任法」である。本法ではその保護対象として、「生命権、健康権、名誉権、プライバシー権、所有権、担保物権、著作権、特許権、相続権（第1章第2条）」等、これまでになく幅広い「個人の権利」を認めている。また、責任の負担方法については、次のように取り決めている。

■責任の負担方法について（第2章第15条）

- 1) 侵害の停止 2) 妨害の排除 3) 危険の除去 4) 財産の返還 5) 原状の回復
6) 損失の賠償 7) 謝罪 8) 影響の除去、名誉の回復

■過去に施行された中国の主な法令・法規

施行	法律名称
2010	中華人民共和国権利侵害責任法/中華人民共和国著作権法
2009	中華人民共和国特許法/中華人民共和国食品安全法
2007	中華人民共和国独占禁止法
2005	中華人民共和国消費者保護法
2001	中華人民共和国商標法
2000	中華人民共和国製品品質法
1994	中華人民共和国消費者權益保護法

■「中華人民共和国権利侵害責任法」の注目点

- ① プライバシー権を明確に保護
- ② 「同命価値」として死亡賠償金の均一化や、損害基準を明確化
- ③ 精神的損害に対する賠償を初めて明確化
- ④ 使用者責任と労務派遣会社、労務派遣先使用者の責任明確化
- ⑤ 個人間の労務関係における権利侵害責任を規定
- ⑥ インターネット上の権利侵害行為を規制
- ⑦ 施設等の安全保障義務違反による権利侵害行為の責任を明確化
- ⑧ 製造物責任（PL）において連帯責任として販売業者も運送業者も倉庫業者も、製造業者同様に権利責任を負うことと求償権、更に米国同様の懲罰的賠償の権利が明記
- ⑨ 普遍的な製品（自動車、食品、児童玩具、医薬品、家電等）のリコールについても規定
- ⑩ PL同様リコールの実行性を高めるため「懲罰的賠償制度」を導入
- ⑪ 賃借、借用した自動車での事故、自動車譲渡手続き中の賠償責任の明確化
- ⑫ 中国経済発展における優先課題として「環境汚染責任」を権利侵害責任の角度から規範化

私企業では解決できない政治上の諸問題とは別に、上記のように当該「権利侵害責任法」の施行により、中国の弁護士曰く「今後は米国並みもしくはそれ以上の訴訟社会に変貌する可能性もある」とのこと。このことは、日本企業の中国におけるビジネス上のリスクを格段に高めるものであることから、訴訟問題だけでなく労働問題・環境問題・駐在員（家族を含め）/出張者の安全管理問題等、今から根本的にリスクマネジメントおよびリスクファイナンスに改めて取り組んでいくことが、中国における成功の鍵となるのではないだろうか・・・。

尚、三井住友銀行（中国）有限公司が邦銀では初めて、中国（上海市に限定）において法人のお客様に対し、保険商品の代理販売業務を本年8月より開始しておりますので、直接でも弊社を通じましてでもお気軽にご相談ください。